

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 10 日現在

機関番号：27301

研究種目：若手研究

研究期間：2019～2023

課題番号：19K13514

研究課題名（和文）国際経済法における無差別原則の変容と法解釈論の再構成

研究課題名（英文）Transformation of the Principle of Non-Discrimination in International Economic Law

研究代表者

平見 健太（Hirami, Kenta）

長崎県立大学・国際社会学部・准教授

研究者番号：10812711

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、国際法規律と主権国家の規制裁量とのバランスが一層問われるようになっていく中、国際経済法上の無差別原則にいかなる変容が生じているのかを、その解釈論的枠組を再構築する作業を通じて究明した。具体的にはまず、これまで所与のものとしてきた「無差別原則=競争条件の平準化」という思考様式が絶対的なものではなく、こうした固定観念に立脚した既存の解釈論的枠組も再構成が可能であることを明らかにした。そのうえで、国家の規制裁量を適切に確保するために必要な解釈論上の修正を論点ごとに検証し、現代社会の要請に適合しうる無差別原則の新たな解釈論的枠組を提示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

かねてより国際経済法上の無差別原則は、その解釈適用の在り方をめぐって諸国の批判に晒されてきたが、こうした批判に通底するのは、紛争処理機関による当該原則の解釈実践が国家の主権的な規制裁量を不当に侵蝕しているのではないか、という強い懸念である。かかる課題に対処すべく、本研究は、無差別原則の解釈論的枠組を再構築することにより、当該原則が一方で平等規範としての本質を維持しつつ、他方で主権国家の規制裁量を適切に考慮するための方途を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：In this research, I examined how the non-discrimination principle in international economic law has been changing as the balance between international legal rules and the regulatory space of sovereign states is increasingly called into question. Specifically, I analyzed that the common understanding of “non-discrimination = equality of competitive conditions” is not absolute, and that the existing interpretative framework for the principle based on this stereotype can be reconstructed. Then, I examined what kind of interpretative modifications should be made to ensure adequate regulatory space of states, and finally proposed a new interpretative framework for the non-discrimination principle that can be adapted to the demands of modern states and society.

研究分野：国際法、国際経済法、国際紛争処理

キーワード：国際法 国際経済法 無差別原則 平等 公正性 国家 規制裁量

1. 研究開始当初の背景

国際経済法の礎石とされる無差別原則は、近年、その解釈適用の在り方をめぐって諸国の厳しい批判に晒されるようになっており、とりわけ、WTO 紛争処理や投資仲裁といった国際経済紛争処理制度における無差別原則の解釈と適用に対して批判の声が高まっている。批判内容は様々だが、各批判に通底しているのは、紛争処理機関による無差別原則の解釈実践が、国家の主権的な規制裁量 (regulatory space) を不当に侵蝕しているのではないか、という懸念である。

およそ今日の国家は、環境保護・人権保障・消費者保護・安全保障などの様々な社会的要請の実現を積極的に担う立場にあり、各国は自国の価値観や実状に即した国内規制を幅広く策定し実施するようになってきている。こうした現代的な行政国家現象の進展の中で、国際法の規律と主権国家の自律性との緊張関係が近年改めて問われるようになっており、無差別原則も、この緊張関係が先鋭化する論点の一つと化している。すなわち、競争条件の平準化を至上命題とみなす既存の無差別原則観のもとでは、国家措置の市場歪曲的側面にのみ着目して差別の有無を認定することになるため、当該措置の主権的な規制裁量としての側面を考慮する余地が乏しく、その結果今日の社会実態からすると不合理な差別認定がなされうるとして、諸国の批判が集中しているのである。

こうした批判に直面し、各紛争処理機関も無差別原則の解釈適用に際しては慎重な考慮と工夫を行うようになったが、その結果かえって解釈論上の混乱が生じ、諸国の更なる批判を招くこととなっている。すなわち、投資法の文脈では紛争事案ごとに解釈の方向性が異なったり、通商法 (特に WTO 法) の文脈では協定ごとに無差別原則の解釈論的枠組に齟齬が生じ、同一措置に対する差別の認定が協定間で分かれるなど (特に GATT と TBT 協定の間の矛盾) 無差別原則の問題が条約制度自体の正統性・実効性をも毀損しかねない事態となっている。

2. 研究の目的

本研究は、行政国家現象の現代的展開によって国際法規律と主権国家の規制裁量とのバランスが一層問われるようになってきている中、国際経済法上の無差別原則にいかなる変容が生じつつあるのかを、その解釈論的枠組を再構築する作業を通じて究明するものである。具体的にはまず、平等規範に通底する規範構造とその特質を把握することによって、国際経済法上の既存の無差別原則理解を客観的に検証する視座を確立する。そのうえで、「無差別原則=競争条件の平準化」という固定観念とそれに立脚する既存の解釈論的枠組がいかにして成り立っており、またそれらはいかにして相対化可能なのかを分析する。最後に、国家の規制裁量を適切に確保するためには、具体的にいかなる解釈論上の修正を施すべきかを検討し、現代社会の要請に適合しうる無差別原則の新たな解釈論的枠組を提示する。ここから、現代における無差別原則の変容の姿を明らかにすることが期待される。

3. 研究の方法

以上の研究目的を達成すべく、本研究では、平等規範の構造とその特質の把握、国際経済法上の既存の無差別原則観の相対化、解釈論的枠組の再構築という課題を設定し、以下の方法でそれぞれを明らかにすることに努めた。

具体的には、まず の課題として、平等論に関する倫理学・政治哲学分野等の文献読解を行うことによって、あらゆる平等規範に通底する規範構造とその特質の把握を試みた。こうした作業を経ることにより、国際経済法上の既存の無差別原則理解を客観的・批判的に検証する視座を確立することに努めた。

以上の作業で得られる理解を引証枠組として、「無差別原則=競争条件の平準化」という国際経済法につきまとう固定観念と、それに立脚する既存の解釈論的枠組がいかにして成り立っており、またそれらはいかにして相対化が可能なのかを検討した。

そのうえで、では、無差別原則が一方で平等規範としての本質を維持しつつ、他方で主権国家の規制裁量の適切な考慮を可能ならしめるためには、同原則の構成要素のうち、どの部分にいかなる解釈論上の修正を施せばよいのかについて分析を行った。

4. 研究成果

(1) 初年度は、平等論に関して法学・倫理学・政治哲学分野等の先行研究を幅広く渉猟し、あらゆる平等規範に通底する規範構造とその特質を把握することに努めた。こうした作業を通じ

て、平等/差別概念の構成要素と各要素の意味、また平等概念は目的かあるいは手段か(すなわち、平等概念と実体的な価値の関係性)といった論点につき、理解を深めた。そのうえで、本研究課題の主たる研究対象である国際経済法の文脈においては、各種の無差別原則を解釈適用するに際して、(1)同種性(likeness)の有無の評価、(2)同種の対象間における不利益的效果(detrimental impact)の有無の評価、最恵国待遇原則に関してはこれら要素に加えて(3)無条件性要件(unconditionality)への該当性評価が共通して問題となっており、これら各要素の評価基準や要素同士の関係性の捉え方如何が、無差別原則運用の鍵をなしていることを明らかにした。また、国際経済法上広く普及している「無差別原則=競争条件の平準化」という固定観念が、上記各要素の評価の在り方にいかなる影響を及ぼしてきたのかといった点についても、相当程度明らかにすることができた。その結果、国際判例を通じて発展してきた無差別原則に関する既存の解釈論的枠組が、上述の固定観念によっていかに支えられているのか、またこうした解釈論が、国家の規制裁量の確保という現代的要請に直面することでいかに相対化されうるのか、今後の検討の道筋を発見することができた。

(2) 2年目は主として国際経済法分野に焦点を当て、関連する先行研究や国際判例の涉獵と分析を中心に行った。特に2020年度は、Robert E. Hudecの先行業績や、通説とは異なる見解を示した国際判例(たとえば、EC-Asbestos事件・上級委員会報告における個別意見(2001年))、あるいは新しい解釈の導入可能性を示唆した国際判例(たとえば、Argentina-Financial Service事件・上級委員会報告(2015年))に着目し、それぞれの立論方法と背後にある問題意識を理解することに努めた。これらはいずれも、国家の正当な規制裁量を確保することを目的に従来の市場志向的な無差別原則の解釈論に疑義を呈するという点で問題意識が共通しているが、その一方で、無差別原則の構成要素(すなわち、同種性の有無の評価、同種の対象間における不利益的效果の評価、無条件性要件への該当性評価)のうち、どの部分の解釈を修正することによって上記問題に対処しようとするのかという点で、それぞれ異なるアプローチを採用していることが明らかになった。

(3) 3年目は、諸種の無差別原則に共通する解釈論上の構成要素を念頭に、各要素の解釈適用の仕方が無差別原則の厳格さ(裏を返すと、国家の規制裁量への寛容さの度合い)をどのように規定しているのかを考察した。また、通説的な国際判例が、無差別原則の解釈上、上記要素のうちどの部分の解釈論を工夫することで規制裁量の問題に対処しようとしてきたのかを分析し、その功罪を考察した。その結果、通説的な国際判例は総じて、「不利益的效果」の要素を通じて国家の規制裁量への配慮を示そうと腐心してきたものと理解されるが、その一方で、無差別原則の規範構造に対する明晰な理解を欠いたままそのような運用姿勢を踏襲してきているようにも思われる。たとえば、なぜ「不利益的效果」の要素を通じて問題に対処することが望ましいのかといった点については不明瞭なままである。また、「不利益的效果」の有無、換言すれば、異なる待遇がいつ悪質なものとなるのかについても、明確な基準が示されておらず、その結果、ケースバイケースの場合当たりの評価に陥りやすく、第三者からみた予測可能性も低いことが問題点として浮き彫りになった。

(4) その後は、本補助事業の開始以後に生じた国際政治・国際経済関係の激変・混沌状況をふまえて、本研究が当初設定していた無差別原則に関する解釈論上の工夫・再構成のみでは、今日の国家が直面する種々の規制裁量上の課題(経済と安全保障、経済と人権保障、経済と環境保護などの機微な利益衡量問題)を受けとめられなくなっていることを考慮して、研究内容に軌道修正を図った。すなわち、無差別原則に関する上記の研究成果を踏まえながらも、よりマクロな文脈のなかで国際経済法秩序の基本原則を捉え直すことに注力した。その結果、国際経済法実践において諸国のあいだで公正論議が再興しつつあること、そのなかで諸国の公正観にも徐々に変化が生じていることを見出した。歴史的に、国際経済法の文脈において諸国が公正性(fairness)をどのように捉えているのかが、実定法の背後にあって法秩序の規範構造を規定してきたことをふまえると(むろん、無差別原則もその影響下にある)、公正性という鍵概念の変容を分析することが、現在生じている秩序変動の意味やその方向性を把握するうえで不可欠であると認識するに至った。2019年度から2023年度にわたる本研究では、とくに後半において当初想定していたものとは異なる研究の展開が見られたが、結果的には将来の国際経済法研究にとって一層重要な視座を得ることができたものと理解している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 平見健太	4. 巻 68-2
2. 論文標題 経済的威圧への対応とその法的論点	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 世界経済評論	6. 最初と最後の頁 16-22
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 平見健太	4. 巻 22-P-030
2. 論文標題 トルコ - 医薬品に関する措置（DS583） - 上級委員会の機能不全を背景としたDSU25条上訴仲裁の活用 -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 RIETI Policy Discussion Paper	6. 最初と最後の頁 1-38
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 平見健太	4. 巻 119巻1号
2. 論文標題 国際経済法における相互主義の位相 法秩序の特質とその淵源について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 国際法外交雑誌	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計8件（うち招待講演 4件/うち国際学会 1件）

1. 発表者名 Kenta Hirami
2. 発表標題 Toward Regulating Government Access to Non-personal Data
3. 学会等名 NYCU Law Faculty Workshop on Data Security and Government（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 平見健太
2. 発表標題 南部アフリカ関税同盟（SACU） EU産冷凍鶏肉に対するセーフガード措置（EU-SADC EPA・仲裁パネル判断）
3. 学会等名 経産省 WTOパネル・上級委員会報告書研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 平見健太
2. 発表標題 トルコ 医薬品に関する措置（DS583） 上級委員会の機能不全を背景としたDSU25条上訴仲裁の活用
3. 学会等名 経済産業研究所WTO判例研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 平見健太
2. 発表標題 ガバメントアクセスのルール形成に向けてーデジタルデータ流通への政府関与の在り方ー
3. 学会等名 国際経済連携推進センター
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 平見健太
2. 発表標題 国際経済法からみた経済安全保障の課題
3. 学会等名 経団連・国際経済外交総合戦略センター（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 平見健太
2. 発表標題 米国 インド産熱延鋼板に対する相殺関税措置
3. 学会等名 経産省 WTOパネル・上級委員会報告書研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 平見健太
2. 発表標題 経済の安全保障化がもたらす国際通商ルールの課題
3. 学会等名 国際経済連携推進センター・新たな通商ルール戦略研究会（招待講演）
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 平見健太
2. 発表標題 WTO体制の混迷 実体ルールの観点からみた考察
3. 学会等名 国際取引法フォーラム（招待講演）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 須網 隆夫、中川 淳司、古谷 修一	4. 発行年 2023年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 604
3. 書名 国際経済法の現代的展開	

1. 著者名 国際経済連携推進センター・新たな通商ルール戦略研究会	4. 発行年 2023年
2. 出版社 産経新聞出版	5. 総ページ数 196
3. 書名 国際通商ルールの最前線 非貿易的関心事項と自由貿易の相克	

1. 著者名 森 聡	4. 発行年 2023年
2. 出版社 千倉書房	5. 総ページ数 211
3. 書名 国際秩序が揺らぐとき（分担執筆）	

1. 著者名 柳原 正治、森川 幸一、兼原 敦子、濱田 太郎	4. 発行年 2021年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 632
3. 書名 国際法秩序とグローバル経済	

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------